

遺産分割調停（審判）を申し立てる方へ

1 概要

亡くなった方(被相続人)の遺産の分け方について相続人間で話し合いがつかない場合には、家庭裁判所に遺産分割の調停（審判）を申し立てることができます。ただし、合意による解決を目指していただくことを優先して調停の申立てをお願いしています。この調停では、申立人が複数でも構いませんが、申立人以外の相続人全員を相手方としなければなりません。

調停手続では、調停委員会が、申立人（あなた）と相手方（ら）から事情を聴いたり、資料を提出いただいたりして、遺産として分けるべき財産を確定し、その評価額を定めた上で、分割の割合や方法などについての希望を聴き、解決のために必要な調整を行いながら、合意を目指して話し合いを進めます（別添「遺産分割調停の進め方」を参照）。

調停手続の流れは、3ページ記載のとおりです。調停は平日の昼間に行われ、1回の時間はおおむね2～3時間程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上、交互又は同時に調停室に入ってください。調停委員が中立の立場で、双方のお話をお聴きしながら話し合いを進めていきます。なお、すべての遺産の処分が決まっている遺言書がある場合には、手続が進行しない場合があります。

また、原則として、第1回調停期日の開始時に、当事者ご本人全員に同時に調停室に入ってください、調停の手続に関する説明を行いますので、支障がある場合には、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。手続代理人が選任されている場合も同様です。

2 申立先

調停の場合は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります。審判の場合は、相続開始地（被相続人の最後の住所地）を管轄する家庭裁判所となります。ただし、調停・審判いずれについても、相手方との間でどの家庭裁判所で行うかについての合意ができており、申立書と共に「管轄合意書」を提出された場合には、その合意された家庭裁判所で手続をします。

相手方の住所地が山口県内にある場合の調停の申立先は次のとおりです。相手方が複数で住所地が異なるなど、申立先に疑問がある場合には、最寄りの家庭裁判所にお問い合わせください。

(相手方の住所地)	(申立先)
山口市，防府市 美祢市のうち，旧美祢郡美東町・秋芳町	山口家庭裁判所（本庁） 〒753-0048 山口市駅通り1-6-1 ☎083-922-9148
周南市，下松市，光市	山口家庭裁判所周南支部 〒745-0071 周南市岐山通り2-5 ☎0834-21-2698
萩市，長門市，阿武郡	山口家庭裁判所萩支部 〒758-0041 萩市大字江向469 ☎0838-22-0047
岩国市，玖珂郡 柳井市，大島郡，熊毛郡（※）	山口家庭裁判所岩国支部 〒741-0061 岩国市錦見1-16-45 ☎0827-41-3181

下関市	山口家庭裁判所下関支部 〒750-0009 下関市上田中町8-2-2 ☎083-222-2899
宇部市（船木出張所の所轄区域を除く。）	山口家庭裁判所宇部支部 〒755-0033 宇部市琴芝町2-2-35 ☎0836-21-3198
山陽小野田市，美祢市（旧美祢郡美東町・秋芳町を除く。） 宇部市のうち，船木，東万倉，西万倉，奥万倉，矢矯， 芦河内，今富，東吉部及び西吉部	山口家庭裁判所船木出張所 〒757-0216 宇部市大字船木183 ☎0836-67-0036

※相手方の住所地が，柳井市，大島郡及び熊毛郡の方は，山口家庭裁判所柳井出張所（柳井市山根10-20，☎0820-22-0270）に申立書を提出（持参）することもできますが，調停手続は山口家庭裁判所岩国支部で行われます。

※審判の申立てをする場合は，相続開始地（被相続人の最後の住所地）を管轄する家庭裁判所が提出先となります。ただし，審判を申し立てた場合でも，相手方の住所地を管轄する家庭裁判所の調停に付されることがあります。

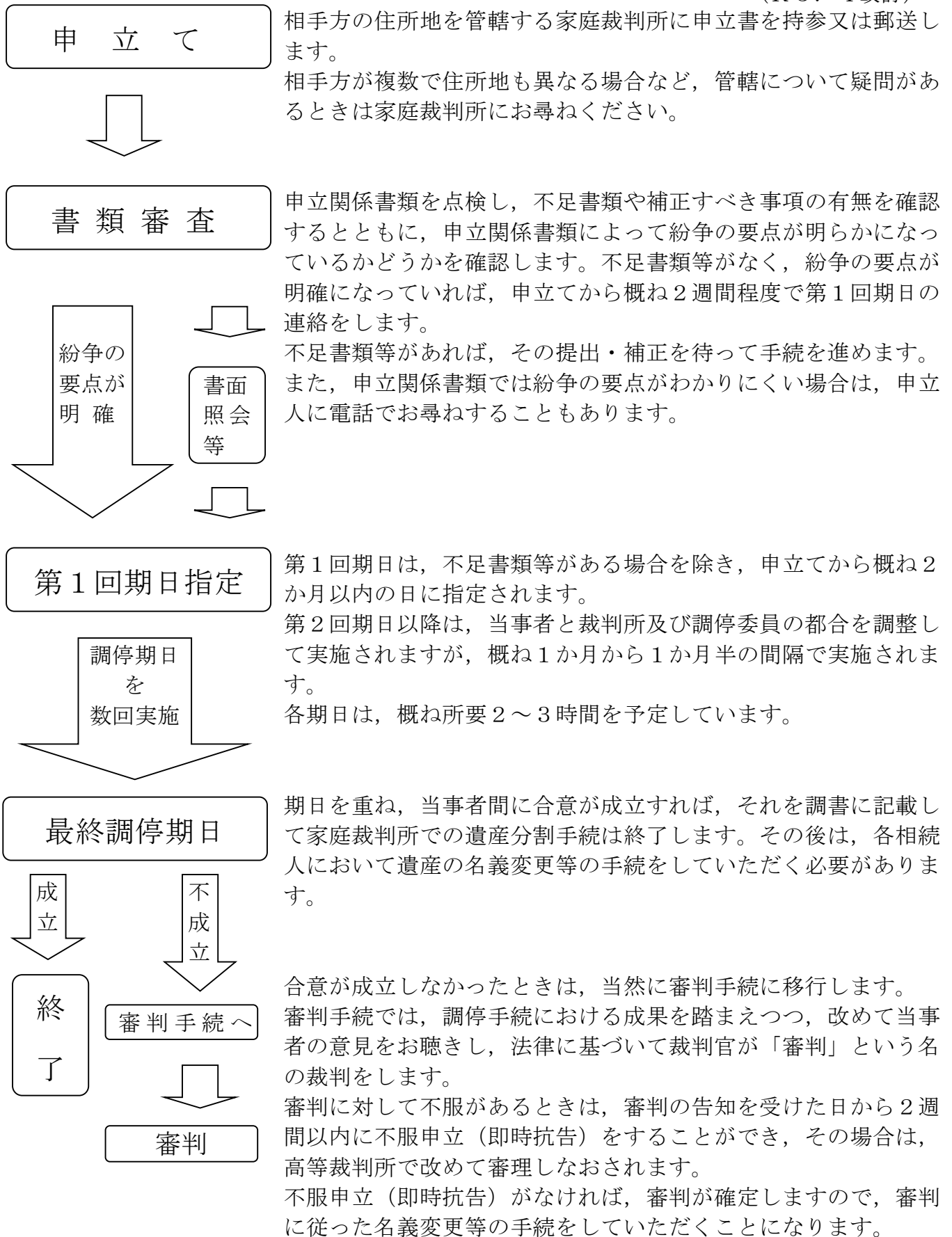
3 注意事項

- (1) 裁判所に提出する書類は，相手方が見る可能性があります。
別添「調停・審判手続における情報管理・書面提出について」を必ずお読みください。
- (2) マイナンバーの記載された書類を提出しないようにしてください。
別添「マイナンバーの取扱いについて」を必ずお読みください。

4 申立てに必要な費用，提出書類等

別添「遺産分割申立添付書類等一覧表」記載のものをご準備ください。

(R3.4改訂)



調停・審判手続における情報管理・書面提出について (大切なお知らせです。必ずお読みください。)

山口家庭裁判所

○ 原則（提出書類は他の当事者から見られたり、コピーを取られたりする可能性があります。）

提出された書類は、他の当事者（以下「相手」といいます。）による閲覧・謄写の対象となるため、その書面を相手は見るすることができます。また、調停委員会や裁判所関係者に口頭で話された内容も、裁判所は中立の立場であること及び手続の透明性の観点から、一部の当事者の意向に迎合して相手に秘密にするとすることはできず、当事者及び調停委員会は同じ情報を持ったうえで、手続を進めることとなります。この原則を踏まえて裁判所に提出する書面の作成、提出書面の適切な選択及び調停委員会や裁判所職員への発言等して頂く必要があります、特に個人情報やその推知情報（推測を可能にする情報）については、自己管理を徹底して情報が伝わらないようにして頂きますようお願いいたします。

○ 例外（相手に知られると生命身体の安全に関わる情報等の場合）

1 提出する書面に、相手に知られたくない情報が書いてある場合

(1) 書面を提出するときは、以下の点に注意してください。

① あなたが作成する書面（申立書、答弁書、陳述書など）には、相手に知られてもよい内容を記載してください。

② 裁判所に書面を提出する際は、相手に知られたくない情報やこれを推知させる情報が記載されていないか、必ず確認してください（所得証明書、源泉徴収票、給与明細書、診断書には、住所や勤務先などの個人情報が記載されています。お子さんの通知表には、学校名など住所を推知させる情報が記載されています）。

③ 相手に知られたくない情報が記載されている書面は、その部分を読み取ることができないよう、黒塗り等のマスキング処理をして提出してください（裁判所がマスキングをすることは認められていません。）。

④ 個人番号（マイナンバー）が記載された書類は、必ずマスキング処理をして提出してください。

(2) 相手に知られたくない情報が記載されているが、裁判所の判断資料にするためにマスキング処理ができない書面を提出する時は「非開示希望申出書」を当該書面の一番上にホッチキス留めして提出してください。

※「非開示希望申出書」は、提出する書面ごとに添付していただく必要があります。前に非開示希望申出書を添付して提出した書面と同じ内容が記載されていても、次に提出する書面に非開示希望申出書が添付されていない場合には、当該書面は非開示希望がないものとして取り扱います。

※「非開示希望申出書」が添付された書類であっても、裁判官の判断によっては、相手が見たりコピーをとったりすることを許可する可能性があります。
申出書には詳しい事情を記載してください。

2 調停・審判手続の中で配慮をして欲しいことがある場合

提出書類の中は現れていないが、調停委員に口頭で話した内容について相手に知られたくない情報がある場合は、裁判所に対し、配慮を求めることができます。ただし、あくまでも「配慮」ですから、自己管理を徹底して下さい。

配慮を希望する場合には、「秘匿配慮希望申出書」を提出してください。

以上

※非開示希望書類を提出されない場合は本書面は必要ありません。

令和 年 (家イ・家) 第 号

非開示希望申出書

令和 年 月 日

氏 名 _____ 印

裁判官の措置	
令和 年 月 日	
相当	不相当

1 別添の書面については、次の2の理由により非開示とすることを希望します。
非開示を希望する書面ごとにこの申出書を作成し、本申出書の次に非開示希望書面をステープラー（ホチキス）で留めて、提出してください。

書面の一部のみ非開示を希望する場合は、非開示希望部分をマーカーで色付けして特定してください。

2 非開示を希望する理由は、以下のとおりです。（当てはまる理由にレ点を付けて具体的な事情を記載してください。）。

事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれがある。

※ 当事者の未成年の子どもの健全な育成が阻害されるなど、子の福祉に悪影響を及ぼすおそれがある場合など

.....
.....

当事者や第三者の私生活・業務の平穏を害するおそれがある。

※ 秘密にしている住所や勤務先などが知られると相手から暴力を受けるおそれがある場合など

.....
.....

当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じたり、名誉を著しく害するおそれがある。

※ 病歴や犯罪歴などの秘密が明らかになり、通常の家生活を送るのに問題が生じたり、名誉を害するおそれがある場合など

.....
.....

その他

.....
.....

※非開示希望申出書を提出しても、裁判官の判断により、非開示希望書類

及び本書面が他の当事者に開示される場合があります。

本申出を撤回する。	令和 年 月 日	申出人	印
本申出の撤回を確認した。	令和 年 月 日	裁判所書記官	印

ステ
ー
プ
ラ
ー
（
ホ
チ
キ
ス
）
で
留
め
る

